

久留米市市民センター収納金等

警備輸送業務仕様書

久 留 米 市

久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、久留米市市民センターで収納した現金、有価証券及び文書等（以下「収納金等」という。）の警備輸送（以下「警送」という。）を、安全に注意を払い、円滑かつ確実に遂行することを目的とする。

2. 業務期間

業務の期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日までとする。

3. 履行場所（受渡し及び引渡し場所）

下表に記載する市民センターと市が指定する金融機関（以下、「指定金融機関」という。）

	機関名	所在地
市民センター	耳納市民センター	久留米市善導寺町飯田 202 番地 6
	千歳市民センター	久留米市東合川八丁目 6 番 21 号
	高牟礼市民センター	久留米市御井町 2259 番地 3
	上津市民センター	久留米市上津一丁目 13 番 21 号
	筑邦市民センター	久留米市大善寺町宮本 165 番地 12
指定金融機関	福岡銀行久留米営業部	久留米市日吉町 16 番地 18

4. 業務内容

(1) 業務の流れ

- ① 受託者は、各市民センターから収納金等が入った警送用のかばん（以下、「警送かばん」という。）を受け取ること。
- ② 受託者は、上記①で受け取った警送かばんを指定金融機関に警送し引き渡すこと。
- ③ 受託者は、上記②の引渡しの際に、指定金融機関から返却される文書等が入った警送かばんを受け取ること。
- ④ 受託者は、上記③で受け取った警送かばんを各市民センターに警送し、引き渡すこと。

(2) 引渡し又は受渡し

- ① 警送かばんの開錠施錠は、各市民センター職員又は指定金融機関職員が行うものとする。
- ② 受託者が委託者から警送かばんを受領するときは、各市民センター職員の立会いのもとに警送かばんの施錠並びに外装異常の有無を点検し、警送かばんの数量を確認したうえ受領し、所定の書類に押印をするものとする。
- ③ 受託者が指定金融機関に警送かばんを引き渡すとき又は指定金融機関から警送かばんを受領するときは、指定金融機関職員の立会いのもとに警送かばんの施錠並びに外装異常の有無を点検し、警送かばんの数量を確認したうえ引き渡し又は受領を行い、所定の書類に指定金融機関の受領印を受けるものとする。

5. 業務実施の条件

(1) 保険の加入

受託者は、業務に係る賠償責任保険に加入すること。業務履行中に受託者の責に帰すべき事由により生じた損害について、保険により委託者に対して、その損害を賠償するものとする。損害の賠償限度額は、3千万円とする。

(2) 業務に従事する者

運転員及び補助員（以下「警送担当者」という。）の2人とする。ただし、警送担当者のいずれか1人は、貴重品運搬業務に係る一般検定合格警備員又は二級検定合格警備員とすること。警送担当者は、常に顔写真付き社員証を携帯し、各市民センター及び指定金融機関への入室時には掲示を行うものとする。

(3) 警送車両の仕様

本業務における警送車両は受託者の車両とし、原則として無線通信装置その他警備上必要な設備が整った車両を使用するものとする。

(4) 警送かばんの調達

本業務における警送かばんは受託者が準備するものとし、市民センターごとに業務履行に必要な数を準備すること。警送かばんの仕様は以下のとおりとする。

- ① 鍵付きであること。ただし、各市民センターにおける全ての警送かばんは、共通の鍵で開錠施錠が可能なものであること。
- ② 鍵は、各市民センター及び指定金融機関の保管用として各2本（予備含む）を準備し引渡すこと。
- ③ 素材は問わない。安全な警送と保管に配慮された強くて丈夫なものであること。
- ④ 貨紙幣収納目安として紙幣600枚程度、A4用紙が梱包可能であるサイズを満たしたものの。

(5) 三者協議

業務履行にあたり、委託者が必要と判断した場合は、委託者、受託者及び指定金融機関の三者協議を行う。

6. 業務実施日等

- (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日。警送回数は1日1回とする。

		実施日	時間
市民センター	耳納市民センター	日曜日・土曜日・祝日及び12/29～1/3を除く毎日	午前8時45分～午後5時の間で、委託者と受託者で予め定める
	千歳市民センター		
	高牟礼市民センター		
	上津市民センター		
	筑邦市民センター		
福岡銀行久留米営業部		日曜日・土曜日・祝日及び12/29～1/3を除く毎日	市民センターで引渡しを受けた翌営業日の午前10時30分まで

- (2) 上記(1)に定める時間までに警送かばんの授受ができない場合は、受託者は、委託者に連絡し、その指示を仰ぐものとする。
- (3) 委託者は、災害又は自然災害等により業務が不可能と判断した場合は、速やかに受託者に通知するものとする。

7. 契約時の提出書類

受託者は、契約後速やかに警送担当者の名簿、盗難等に対する賠償責任保険の加入状況及び警送担当者の名簿に記載された従業員が受託者の従業員であることを証明する書類(本人の写真が貼付された社員証等)を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、警送担当者に変更があるときは、速やかに、委託者に通知しなければならない。

8. 業務実施の確認

- (1) 委託者は、受託者が実施した業務で、仕様書等に適合していないと認めるときは、その業務の手直し及び改善を命ずることができるものとする。
- (2) 業務を実施するにあたって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、委託者の決定により業務を遂行する。

9. 免責について

次の事項について、受託者は一切その責任を負わないものとする。ただし、下記の事項が予想される場合には、委託者と受託者とで対応についての協議を行うものとする。

- (1) 天災地変等による不可抗力の損害
- (2) 戦争、暴動、騒乱、その他類似の事故による不可抗力の損害
- (3) 法令又は公権の発動(受託者の責めに帰すべき事由に基づく処分を除く。)による警送の差止め、没収等による不可抗力の損害
- (4) 受託者の責めによらない交通の渋滞等やむを得ない場合の遅延損害

10. その他

- (1) 本委託業務に関して受託者が委託者又は指定金融機関に損害を与えた場合は、受託者はその生じた損害を速やかに賠償しなければならない。
- (2) この業務の全部又は一部を他に委託してはならない。
- (3) 受託者は、警送担当者に対して安全運転教育を行わなければならない。
- (4) 受託者は、警送担当者の規律等に関して、一切の責任を負うものとする。
- (5) 受託者は、業務履行の際に得た業務上の秘密を第三者に漏洩しないこと。

11. 暴力団排除に関する事項

受託者は、契約の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等からの不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に被害届けを提出すること。

- (3) 排除対策を講じたにも関わらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに委託者と工程に関する協議を行うこと。